全日保証 BEST INFORMATION ON REAL ESTATE

全日三重

Vol-314
2018.9.18

公益社団法人 全日本不動産協会三重県本部　TEL059-351-1822　FAX 059-351-1833
〒510-0087 四日市市西新地 10-16　http://mie.zennichi.or.jp/

免許更新のお手続きをお忘れなく！

宅建業法施行規則第３条により、宅地建物取引業の免許の更新を受けようとする者は、免許の有効期間満了の日の９０日前から３０日前までの間に免許申請書を提出しなければならないと定められています。

県本部事務局より、免許更新の対象の方には、免許期限の約４ヶ月前に更新に必要な書類を送付いたしますので、早めに準備をしていただき、必ず免許期限の３０日前までに県にご提出ください。

免許期限の３０日前までに提出されなかった場合、宅建業法第７１条の規定に基づき、行政より指導を受けることとなりますのでご留意ください。

なお、免許更新手続きが完了されましたら、事務局に新しい免許証のコピー、誓約書、県に提出された免許申請書のコピーをご提出くださいますようお願いいたします。

住宅瑕疵担保履行法～第 18 回届出手続きのお知らせ～

国土交通省中部地方整備局建政部

平成２１年１０月１日以降に新築住宅の引渡し実績がある事業者は、住宅瑕疵担保履行法に基づき、年２回の基準日ごとに許可・免許を受けている行政庁に届出を行う必要があります。

平成３０年９月３０日の基準日が近づいております。届出が必要となる事業者の方は下記をご覧いただき、期間内に届出を行ってください。

なお、今までに届出を行った事業者は、今回の基準日前６ヶ月の間に引き渡しの実績がない場合でも「０件」である旨の届出を行う必要がありますのでご注意ください。

１．届出の時期について

基 準 日	届 出 期 間
９月３０日	１０月１日～１０月２１日

基準日から 3 週間以内に届出を行う必要があります

２．届出手続き・書式ダウンロードについて
　詳細は国土交通省ＨＰ「住まいのあんしん総合支援サイト」をご覧ください。
　https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html

３．お問い合わせ先　大臣免許宅建業者　中部地方整備局　建設産業課　TEL：052-953-8572
　三重県知事免許宅建業者　三重県県土整備部建築開発課　TEL：059-224-2708

屋外広告物の点検義務が平成 30 年 10 月から拡大されます

三重県県土整備部

平成３０年１０月１日から、屋外広告物の落下事故等を防ぐために、三重県屋外広告物条例が改正され、屋外広告物の安全点検が新たに制度化されますのでご留意ください。

■改正の概要
① 点検義務の対象が「全ての広告物」（張り紙などの簡易なものを除く）に拡大
② 許可不要の自家用広告物等についても、３年以内ごとの点検を新たに義務付け
③ 表示面積１㎡以上、かつ高さ４ｍを超える広告物は、有資格者による点検を義務付け

詳細は、三重県ホームページ（http://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/000125281_00001.htm）をご覧ください。お問合せは、各市郡の担当窓口又は三重県県土整備部　都市政策課（TEL　059-224-2748）まで。

看板の安全点検の実施等に関しては、三重県屋外広告美術協同組合（TEL 059-225-4735）にご相談ください。

～　今後の協会行事予定　～

平成 30 年 11 月 13 日（火）　第３回法定研修会（四日市市文化会館 第３ホール）
平成 31 年 ２月　７日（木）　第４回法定研修会（アスト津 アストホール）

「全日三重」は当県本部ＨＰにも掲載しておりますのでご覧ください。